

建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る手数料表(法第41条関係)

(1)一戸建ての住宅			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
		仕様基準	その他
～200	5,600	20,100	39,100
200以上～		21,600	43,700

(2)共同住宅等			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
		仕様基準	その他
～300	11,000	37,600	78,700
300以上～2,000	23,100	65,000	131,200
2,000以上～5,000	51,300	117,500	223,300
5,000以上～10,000	91,600	177,600	319,900
10,000以上～25,000	147,200	326,000	629,700
25,000以上～50,000	222,500	551,300	1,113,700
50,000以上	337,400	966,800	2,046,600

(3)非住宅建築物			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
		モデル建物法	その他
～300	11,000	99,200	259,000
300以上～1,000	19,000	126,300	324,500
1,000以上～2,000	30,700	166,200	418,900
2,000以上～5,000	91,600	269,000	597,700
5,000以上～10,000	144,900	351,100	736,200
10,000以上～25,000	182,900	421,900	870,100
25,000以上～50,000	228,600	495,000	992,600
50,000以上	319,900	641,100	1,237,700

・証明書発行	1件あたり	1,100円
--------	-------	--------

●手数料の算定方法

- ※1 登録住宅性能評価機関等による事前審査がある場合「認定業務のみ」の欄の金額とし、事前審査がない場合「審査+認定業務」の欄の金額で算定
(一戸建ての住宅については建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるものは「認定業務のみ」の欄の金額)
- ※2 変更認定にあつては算定床面積に1/2を乗じた区分の金額の合計(認定に係る評価手法の変更の場合は、その面積)
- ※3 複合建築物(非住宅建築物の部分及び住宅部分を有する建築物)の場合
非住宅建築物の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額の合計
- ※4 仕様基準は住宅部分全てを仕様基準(「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)」)により評価しているものが対象
1住戸でも性能基準により評価している場合は、住宅部分全てが「性能基準によるもの」として手数料を算定